平成２５年（フ）第４９９号
東京都東久留米市ひばりが丘団地６番７―803
破産者　齋　　勝市
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５００号
東京都東久留米市ひばりが丘団地６番７―803
破産者　齋　　徳子
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１５５号
横浜市戸塚区下倉田町1099番地１　メゾンドール五反田１棟102号、開始決定時の住所横浜市戸塚区上倉田町1996番地４　ベルメゾン102号
破産者　村橋　亜衣（申立時の姓奥山）
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６５号
横浜市鶴見区上末吉４丁目６番36―３号　ユナイト鶴見エリカの瞳102（住民票上の住所）
破産者　栗田　晴香
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６９号
横浜市磯子区氷取沢町204番地７　２棟107号
破産者　金子　千春
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８８号
神奈川県大和市福田６丁目11番地２　アートハウス桜ケ丘203号
破産者　富田　　寛
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８２号
横浜市金沢区六浦東２丁目２番12―101号
破産者　渡邉　達也
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０９号
横浜市都筑区北山田５丁目５番10号　５
破産者　兼田里江子
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３１７号
横浜市南区永田東１丁目７番10号　内海ビル202
破産者　木村　弘子
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３１号
横浜市中区北方町１丁目68番地　シャンブル山手203号室
破産者　金田敏雄こと　金　　元東
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３７号
神奈川県大和市中央林間西４丁目28番14号　セントラルハイツ201
破産者　福田　英樹（旧姓藤島）
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４５号
金沢市堅田町乙130番地１
破産者　下坂　芳宏
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４６号
金沢市畝田中４丁目92番地　レインボービレッジ203号、従前の住所金沢市中屋南313番地
破産者　森屋　将司
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２５４号
金沢市元菊町10番13号　サントピア元菊110号、従前の住所石川県白山市日御子町ハ13番地６
破産者　落合　常人
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２５５号
金沢市上荒屋４丁目142番地１
破産者　岡島　京子
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1498―84、住民票上の住所長野県佐久市新子田1930番地３
破産者　依田　順子
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４０号
長野県南佐久郡川上村大字居倉1493番地
破産者　伊藤　ゆみ
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４３号
長野県小諸市東雲６丁目７番１号　市住233号
破産者　楚山　正夫
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

更生計画認可

平成２４年（ミ）第１９号
東京都港区高輪２丁目15番21号
更生会社　ワシ興産株式会社
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の骨子
第１節　更生会社の運営
更生会社は、同じく更生手続中のワシマイヤーと共に、前田工繊をスポンサーとして、同社から資金拠出を受けて、更生を図る。
更生会社は、世界的に広く認知された「ＢＢＳ」商標を世界各国に保有しており、かつ鍛造ホイールを製造するために必須となる前工程（鍛造工程）を担っている。ホイール事業の後工程（形成工程）を担うワシマイヤー、ホイール事業の販売部門を担う日本ＢＢＳとともに、ホイール事業を継続する体制を早期に再建し、ホイール製造・販売業者として、我が国の経済と国民生活に一定の貢献をしたいと考えている。
具体的には、更生会社及びワシマイヤーについて、(i)その法人格を維持したまま100％の減資と既存株式全部の無償取得を行い、(ii)同時に、スポンサーたる前田工繊が募集株式の引受けを行い、(iii)更生会社、ワシマイヤー及び日本ＢＢＳはワシマイヤーを合併存続会社とする合併をしてホイール製造販売を行う単一の法人となる。現在更生会社の子会社であるWashi Holdings GmbHは合併後の法人の子会社として存続する。なお、更生会社及びワシマイヤーが行っているビーム事業については、取扱高が僅少であることから、撤退する。
また、ホイール事業とは無関係の資産・負債・契約関係については、後記第７章第１節の定めにより新設会社分割にて設立する新設分割設立株式会社（以下「分割新会社」という。）に承継させた上、更生債権者に対して無議決権優先株式を発行する。
第２節　更生債権等の弁済
1　基本方針
(1)　金銭による弁済
確定更生債権等の弁済は、スポンサーである前田工繊からの出資払込金（30億1500万円。なお、ワシマイヤーは26億1500万円である。）、第７章第３節に定める前田工繊の出資日時点にお